

2025年12月26日

お客さま各位

株式会社日本カストディ銀行  
(担当部署  
決済業務部 営業事務課)

### 当座勘定規定等の改定および手形・小切手の最終振出期限のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2021年6月、政府が閣議決定した「成長戦略実行計画」に「5年後の約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会は「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とする自主行動計画を策定しています。

これらを踏まえ、当社では当座勘定からの支払手段として2026年2月1日付で「払戻請求書」を制定することとし、併せて「当座勘定規定」「振込規定」を改定いたします。具体的な改定内容は、以下リンク先および新旧対照表をご覧ください。

\* 「当座勘定規定」

<https://www.custody.jp/information/pdf/tozakitei20260201.pdf>

\* 「振込規定」

<https://www.custody.jp/information/pdf/furikomikitei20260201.pdf>

また、お客さまによる当社の手形・小切手の最終振出期限を、2026年9月30日とさせていただきます。最終振出期限後に振り出された手形・小切手は、当座勘定からのお支払いができませんのでご注意ください。

なお、2025年3月に、預金取引のあるお客さまには別途ご連絡しておりましたが、以下のサービスのご提供を2026年3月31日付で終了いたしますので、改めてご案内いたします。

終了するサービス	サービス終了日
手形・小切手の発行	
他行を支払地とした手形・小切手による預金の入金扱い	2026年3月31日
手形・小切手等の代金取立	

**【新旧対照表】**

**(1) 当座勘定規定**

改定前	改定後（適用開始日：2026年2月1日）
<p>第7条（手形、小切手の支払い）</p> <p>（1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>（2）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることがあります）があります。</p> <p>（3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p>第7条（手形、小切手の支払い等）</p> <p>（1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>（2）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることがあります）があります。</p> <p>（3）当座勘定の払戻しは、<u>次のいずれかの方法で行ってください。</u></p> <p>① <u>届出または登録の印章により、当社所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。</u></p> <p>② <u>小切手を使用する方法。</u></p> <p>（4）前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>（1）当社を支払人とする小切手または当社を支払場所とする約束手形を振り出す場合には、当社が交付した用紙を使用してください。</p> <p>（2）当社を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>（3）前2項以外の手形または小切手については、当社はその支払をしません。</p> <p>（4）当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものでないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当社宛に連絡してください。</p> <p>（5）手形用紙、小切手用紙の請求があった</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>（1）当社を支払人とする小切手または当社を支払場所とする約束手形を振り出す場合には、当社が交付した用紙を使用してください。</p> <p>（2）当社を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>（3）前2項以外の手形または小切手については、当社はその支払をしません。</p> <p>（4）当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものでないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当社宛に連絡してください。</p> <p>（5）手形用紙、小切手用紙の請求があった</p>

<p>場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3ヶ月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当社所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当社が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p><u>(6) 払戻請求書は当社所定の様式を使用してください。</u></p> <p><u>(7) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3ヶ月を経過した場合は返却を求めことができないものとします。</u></p> <p><u>(8) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当社所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当社が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>
<p>第9条（支払いの範囲）</p> <p>(1) 展示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当社はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手の金額の一部支払いはしません。</p>	<p>第9条（支払いの範囲）</p> <p>(1) 展示された手形、小切手、<u>払戻請求書等</u>の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当社はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手の金額の一部支払いはしません。</p>
<p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>(1) 当社が受け取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引き落すことができるものとします。</p> <p>(2) 当座勘定から各種料金等の自動支払いをする場合には、当社所定の手続をしてください。</p>	<p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>(1) 当社が受け取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、<u>第7条の第3項の定めによらず</u>、当座勘定からその金額を引き落すことができるものとします。</p> <p>(2) 当座勘定から各種料金等の自動支払いをする場合には、当社所定の手続をしてください。</p>
<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害に</p>	<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生</p>

<p>については、当社は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取り扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取り扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>
<p>第25条（取引終了後の処理）</p> <p>(1) この取引が終了した場合には、その終了前に振り出された約束手形、小切手または引き受けられた為替手形であつても、当社はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当社へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。</p>	<p>第25条（取引終了後の処理）</p> <p>(1) この取引が終了した場合には、その終了前に振り出された約束手形、小切手、引き受けられた為替手形または記名押印された払戻請求書であつても、当社はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当社へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。</p>

## （2）振込規定

改定前	改定後（適用開始日：2026年2月1日）
<p>第4条（振込通知の発信）</p> <p>振込契約が成立したときは、当社は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。</p> <p>① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。</p> <p>②文書扱いの場合には、依頼日以後3営業日以内に振込通知を発信します。</p>	<p>第4条（振込通知の発信）</p> <p>振込契約が成立したときは、当社は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あて電信扱いにて、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。</p>